

# 労働基準広報 2014 No.1812

## 3/11

### CONTENTS

**取材特集** メンタルヘルス対策事例（後編） ————— 6

## メンタルヘルス指針に基づく支援を 全国に設置されたセンターで提供

～ メンタルヘルス対策支援センター ～

本企画では、メンタルヘルス対策事例を前後編の2回にわたり紹介していく。後編となる今回は、「メンタルヘルス対策支援センター」の支援内容に加え、同センターが過去に取り扱った支援事例を紹介する。同センターでは、支援を希望する事業場に対し、①相談、②訪問支援、③管理監督者教育——といった、メンタルヘルス対策への取り組み方法に関する支援を無料で行っている。製造業A社の事例では、メンタルヘルス対策の推進には経営トップの理解と積極的な参加が重要であるとともに、管理職を含めた周囲の人間の理解も重要であるとしている。

（編集部）

● 解釈例規物語⑤ ————— 18

### 無効な解雇による不就労期間は出勤率の算定にあたり出勤日数に含まれる

第39条関係〔年次有給休暇算定の基礎となる全労働日—その2—〕  
（中川恒彦）

● 労働判例解説／阪急トラベルサポート事件 — 26

### 海外旅行添乗員が事業場外みなし制の適用ないと割増請求勤務状況の把握が困難だったとはいえないとしてみなしの適用認めず （平成26年1月24日・最高裁第二小法廷判決）

事業場外のみなし制により勤務していた海外旅行の添乗員が、添乗業務は「労働時間を算定し難いとき」には該当しないとして、実労働時間に基づく時間外・休日労働の割増賃金を請求した事件の原告審。判決は、業務内容や指示、報告の方法等を考慮すると、添乗員の勤務状況の把握が困難であったとはいえないとして、みなし制の適用を否定した二審の判断を是認した。  
（弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕）

● NEWS ————— 1

（労政審・無期転換申込権発生の特例について建議）定年後の継続雇用期間中は申込権無しに／（労働保険料計算の特例に暫定措置）工事請負金額に108分の105を乗じ賃金総額算定／（25年の賃金・労働時間まとめる）年間総実労働時間は2年ぶりに減少し1746時間／ほか

● 転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 38  
第12講 「労働者」性の明確化のススメ①

### あいまいさがトラブルの温床に 実態が労働者ならば相応の対応を

（北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏）

● 連載 労働スクランブル⑭（労働評論家・飯田康夫）— 46 ● わたしの監督雑感 福井・敦賀労働基準監督署長 久々津真司 — 54 ● 労務相談室だより — 56

### 労務相談室

回答者

労働基準法〔社員が積極的に業務内容を報告〕労働時間算定できるといえるか — 48 弁護士・爲近幸恵  
社会保険〔未就職だが仕送りなしで別居の長男〕健康保険の被扶養者か — 50 特定社労士・大槻智之  
就業規則等〔懲戒解雇は退職金不支給との規程に〕周知や意見聴取怠れば無効か — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内